

倉敷市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 申請手続きの流れ

手続き	内容
①事前協議 <u>(移転予定時期の前年度までに行う)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金額、補助要件、手続きなどをご相談ください。 ・ 以下の事項を定めた事業計画を作成するため、本市建築指導課と協議が必要になりますので、お問い合わせください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事前協議申出書（指定様式） (2) 対象となる危険住宅の位置 (3) 危険住宅の移転方法の概要 (4) 移転費用の概要 (5) 移転計画 (6) 跡地計画 </div>
②補助金の交付申請	<p>次の書類をご提出ください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付申請書（様式第1号） (2) 危険住宅の付近見取図、配置図、平面図及び外観写真 (3) 危険住宅に代わる住宅（以下「移転先住宅」という。）の付近見取図、配置図、平面図及び立面図 (4) 危険住宅及びその敷地に係る登記事項証明書その他危険住宅及びその敷地の所有者が確認できるもの（申請日から3月以内に交付されたもの） (5) 危険住宅の所有者について、本市市税の滞納がないことを証する納税証明書等の書類（申請日から3月以内に交付されたもの） (6) 補助事業に係る資金計画書（様式第2号） (7) 危険住宅の除却等に要する経費の見積書 (8) 移転先住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。以下同じ。）及び改修に要する経費の見積書 (9) 移転先住宅の建設、購入及び改修をするために要する資金の借入を予定している金融機関等において、建物、土地及び敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表 (10) 消費税の課税事業者である場合、がけ地近接等危険住宅移転事業に係る消費税仕入税額控除確認書 (11) 危険住宅の建築時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができません。） </div> <p>※そのほか、必要な書類をご提出いただく場合がございます。</p>
③補助金の交付決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市から補助金の交付決定について通知します。 ・ 交付決定通知書の日付以降に除却や建設・購入・改修に関する契約を結んでください。
④移転先住宅建設・購入・改修、危険住宅の除却の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>年度内に完了するよう移転事業を実施してください。</u> ・ 移転計画を変更しようとする場合は、予め相談の上、申請書（様式第4号）等を提出してください。

<p>⑤移転事業完了報告</p>	<p>・移転事業完了後、速やかに次の実績報告書等をご提出ください。</p> <p>(1) 実績報告書（様式第8号）</p> <p>(2) 危険住宅の除却等に要した経費の請求書及び領収書の写し</p> <p>(3) 危険住宅の除却等に係る契約書の写し</p> <p>(4) 危険住宅を除却したことが分かる写真及び移転先住宅の外観写真</p> <p>(5) 移転先住宅の建設、購入及び改修に係る契約書の写し</p> <p>(6) 移転先住宅の建設、購入及び改修に要した経費の請求書及び領収書の写し</p> <p>(7) 金融機関の融資契約書の写し又はこれに代わる証明書及び当該機関により建物、土地、敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表</p> <p>(8) 移転先に建築又は取得した家屋及び宅地の登記簿謄本（実績報告日から3月以内に交付されたもの）</p> <p>(9) 危険住宅の除却に係る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（E票）</p> <p>(10) 危険住宅の除却に係る「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）第10条第1項に基づく届出により交付されたステッカーの写し（対象となる工事の場合）</p> <p>(11) 移転先住宅の建築基準法第7条第5項の規定に基づく検査済証の写しその他同等と認められる書類</p> <p>※そのほか、必要な書類をご提出いただく場合がございます。</p>
<p>⑥移転事業の審査及び補助金額の確定</p>	<p>市で、移転事業が適正に実施されたか書類審査・現地確認後、補助金額を確定し通知します。</p>
<p>⑦補助金の請求</p>	<p>確定通知が届いたら、請求書（様式第10号）で、市へ補助金を請求してください。</p>
<p>⑧補助金の交付</p>	<p>市から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。</p>

＜問い合わせ先＞ 倉敷市 建設局建築部 建築指導課

〒710-8565 倉敷市西中新田 640（倉敷市役所 6 階）

TEL 086-426-3501 FAX 086-427-3536 Mail: cnguid@city.kurashiki.okayama.jp